

## 「特別市(仮称)制度」関係

- 過去に存在した特別市制度は、法人格を有する区及び区議会は置かれなかったが、公選の区長は存在しており、そのことが合憲性や立法政策上の下支えとなっていたのではないか。
- 憲法解釈上、一層制の大都市の下に、住民代表機能が全くない行政区が置かれているだけの場合は違憲ということもありうるが、法人格を有し、公選の長、議会を備えている特別区と同様の制度までは必ずしも求められてはいないのではないか。
- 特別市(仮称)を創設しても、法人格のある区において、二層制を維持するのであれば、県の分割や新しい県の創設と実態として大きく変わらず、大都市地域における特別な制度を導入することの意義が薄れてしまうのではないか。
- 指定都市市長会が提案する特別自治市の制度設計について、公選の区長や公選議員による議会を置くこととされていないことは憲法適合性の検討以前に住民自治の観点から大きな問題があるのではないか。
- 特別自治市の構想については、もう少し住民自治を確保する仕組みとする必要があるといえるが、法人格を持った区を設置し、公選の長と議会を必置とすることまでは必要ないのではないか。
- 過去、特別市制度が実現しなかったのは、「警察」の取扱いが大きかったのではないか。今後、特別市(仮称)において特別市警察の制度を考える際には、組織が肥大化すること、広域の犯罪捜査への支障の有無等について問題となるのではないか。

- 警察事務の問題を検討する場合、観念的に特別市（仮称）の事務としながら、その事務を都道府県に全部委託するということも考えられるのではないか。
- 組織犯罪、薬物犯罪の実態を踏まえると、今の都道府県警察の管轄区域を分割するよりむしろ拡張すべき状況であり、特別市（仮称）が警察事務を担う場合、捜査に支障が出るのではないか。逆に交番事務や事故処理は身近な自治体が行うとすることはあり得るのではないか。
- 警察事務は現状のまま都道府県が行うこととすべきであり、特別市（仮称）は費用を按分して負担するという工夫しかないのではないか。
- 特別市（仮称）の対象団体は、例えば大都市地域における特別区の設置に関する法律において特別区を設置することができる区域と同様、人口200万以上とするなどある程度の規模を有する指定都市に限定するのが現実的ではないか。
- 都道府県の区域を外れる新たな大都市のカテゴリーを設計するのではなく、薄皮のようにでも都道府県は存在しつつ、個別の事情を踏まえて事務移譲を進め、ほとんどの事務を指定都市が行い、実質的に特別市（仮称）として機能することを目指す方が現実的ではないか。
- これまで都道府県が担ってきた広域調整機能については、特別市（仮称）と他の基礎自治体の協議会・一部事務組合等の設立、都道府県と特別市（仮称）の協議会や仲裁の仕組みで対応できるのではないか。
- 特別市（仮称）が設置された後の都道府県の名称や都道府県庁の所在地については、基本的には現状を引き継ぎ、変更については、必要に応じて検討することが妥当ではないか。